

## 消防計画の作成変更上の留意事項

### 1 消防計画とは

火災を起こさないようにし、また、不幸にして火災が起こった場合に職場の一人ひとりが何をすればよいかを事前に決めておくのが消防計画です。

もし、今火災が起こったら、あなたはどんな事をしなければならないか、知っていますか。

もし、大地震・津波が起こった場合に、あなたはどんな事をしなければならないか、知っていますか。

消防計画に基づいて決められた役割を果たせるようにして下さい。

### 2 消防計画に定める事項

消防計画に定めるべき事項は、消防法施行規則第3条に項目が掲げられています。

- (1) 自衛消防の組織に関する事。
- (2) 防火対象物についての火災予防上の自主検査に関する事。
- (3) 消防用設備等の点検及び整備に関する事。
- (4) 避難通路、避難口など避難施設の維持管理及びその案内に関する事。
- (5) 防火壁、内装など、防火上の構造の維持管理に関する事。
- (6) 定員の遵守その他収容人員の適正化に関する事。
- (7) 防火上必要な教育に関する事。
- (8) 消火、通報及び避難訓練の定期的な実施に関する事。
- (9) 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関する事。
- (10) 防火管理について消防機関との連絡に関する事。
- (11) 増改築、模様替え等の工事中における防火管理者又はその補助者の立会い、火気の使用または取扱いの監督に関する事。
- (12) その他防火対象物における防火に関し必要な事項
- (13) 防火管理業務の一部を警備会社等に委託している場合は、その委託内容に関する事。

《大規模地震対策特別措置法関係》

- (14) 警戒宣言が発せられた場合における自衛消防の組織に関する事
- (15) 地震予知情報及び警戒宣言の伝達に関する事。
- (16) 警戒宣言が発せられた場合における避難誘導に関する事。
- (17) 警戒宣言が発せられた場合における施設及び設備の点検及び整備その他地震による被害纏発生の防止または軽減を図るための応急対策に関する事。
- (18) 大規模な地震に係る防災訓練の実施に関する事。

(19) 大規模な地震による被害の発生の防止または軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

《南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係》

(20) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

(21) 南海トラフ地震に係る防災訓練の実施に関すること。

(22) 南海トラフ地震による被害の発生の防止または軽減を図るために必要な教育及び広報に関すること。

### 3 消防計画作成上の留意事項

- (1) できるだけ簡素にし、理解されやすく、かつ、実行しやすいものにする。
- (2) 防火対象物の規模や実態を踏まえた、実効性の高いものであること。
- (2) 防火対象物の火災危険度に応じた計画を作成すること。
- (3) 担当者の不在などがあっても対応し得るような互換性、弾力性を持たせる。
- (4) 夜間など従業員が少ない場合でも実行できるように配慮する。

#### 4.1 主な用途にける消防計画上の重点事項

過去の火災事例から、防火対象物の用途ごとの出火原因、延焼要因、人命損傷要因等における消防計画作成上の重点事項は、おおむね次とおりです。

用途	計画樹立上の重点
劇場 映画館 集会場 観覧場	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 喫煙禁止場所・喫煙所の指定、喫煙管理</li> <li>② 発災時における避難誘導の方法</li> <li>③ 収容人員の適正な管理</li> <li>④ 避難通路、非常口の適正な管理</li> <li>⑤ 館内施設の自主点検、検査</li> <li>⑥ 終演時の火気設備器具の安全確認及び吸殻処理等の火気管理体制</li> <li>⑦ 震災予防措置及び震災時の活動体制</li> </ul>
バー カラオケボックス 料理飲食店等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難誘導を主とした自衛消防の組織編成</li> <li>② 終業時の喫煙等火気の安全確認（客、従業員の吸がらの処理等）</li> <li>③ 非常口等の適正な管理</li> <li>④ 他の事業所との防火管理上の協力体制</li> <li>⑤ 厨房火気設備（天がい、ダクト等）の火気管理</li> <li>⑥ 防災教育・訓練</li> <li>⑦ 震災予防措置及び震災時の活動体制</li> </ul>
物品販売店 スーパーマーケット	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 収容人員の適正管理</li> <li>② バックヤード等、商品置場の管理</li> <li>③ 避難誘導を主とした自衛消防の組織編成</li> <li>④ 売場内での火気管理</li> <li>⑤ 売場内の主要通路、補助通路の確保</li> <li>⑥ 階、区域ごとの従業員の任務の明確化</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 発災時の非常放送等情報伝達、案内方法（要領）</li> <li>⑧ 改装、模様替え等、工事中における火災予防措置</li> <li>⑨ 新入社員、パート従業員等の防災教育、訓練</li> <li>⑩ 放火対策</li> <li>⑪ 震災予防措置及び震災時の活動体制</li> </ul>
旅館 ホテル	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難誘導の方法</li> <li>② 客室の喫煙管理</li> <li>③ 夜間の活動体制</li> <li>④ 夜間（想定を含む。）における消防訓練の実施</li> <li>⑤ 消防用設備等の維持管理の徹底（点検、検査の徹底）</li> <li>⑥ 従業員の防災教育、訓練</li> <li>⑦ 震災予防措置及び震災時の活動体制</li> </ul>
アパート マンション	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 階段・廊下・ベランダの管理</li> <li>② 放火防止対策</li> <li>③ 消防訓練参加の呼びかけ</li> <li>④ 居住者への周知徹底</li> </ul>
病院 診療所 社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 入院患者等在館（園）者の救出区分（担送、護送、独歩）の明確化と周知徹底</li> <li>② 夜間、休日の活動体制</li> <li>③ 夜間（想定を含む。）における消防訓練の実施</li> <li>④ 避難誘導、救出救護、搬送体制、保護等の具体的な方法及び内容</li> <li>⑤ 火災予防管理体制</li> <li>⑥ 危険物品（アルコール、ベンゼン等の引火性液体等）の取扱、管理の徹底</li> <li>⑦ 震災予防措置及び震災時の活動体制</li> </ul>
幼稚園 保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 避難誘導及び救出体制</li> <li>② 少数職員等による自衛消防組織の効率的運用</li> <li>③ 歩行困難者に対する補助者の指定</li> <li>④ 保護者への引渡し対策</li> <li>⑤ 園児等への防災教育、避難訓練</li> <li>⑥ 業務時間外で他の目的に使用する場合の防火対策</li> <li>⑦ 震災予防措置及び震災時の活動体制</li> </ul>
工場 作業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 火気管理</li> <li>② 危険物等の安全対策</li> <li>③ 防火・防災教育、訓練</li> <li>④ 震災予防措置及び震災時の活動体制</li> <li>⑤ 従業員の任務分担の明確化</li> <li>⑥ 隣接事業所等との応援体制</li> </ul>
小・中学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 通報連絡及び避難誘導体制</li> <li>② 訓練計画</li> <li>③ 震災時の安全対策</li> <li>④ 児童、生徒の引渡し及び保護者との連絡</li> <li>⑤ 可燃物（教材等）及び火気使用設備の管理</li> <li>⑥ 施設を開放する場合の遵守事項の周知徹底</li> </ul>
事務所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 火気管理</li> </ul>

	② 防火・防災教育、訓練 ③ 震災予防措置及び震災時の活動体制 ④ 放火防止対策
--	--

#### 4.2 主な用途にける消防計画上の重点事項

##### 《南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法関係》（一部抜粋）

計画等に定める事項	計画等に明示すべき事項	計画等の作成に当たって留意すべき事項
<p>第2節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第1 各計画において共通して定めるべき事項</p> <p>1 津波に関する情報の伝達等</p> <p>2 避難対策</p> <p>3 応急対策の実施要員の確保等</p>	<p>各計画主体の機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法</p> <p>避難場所、避難経路、その他円滑な避難の確保のために必要な対策等</p> <p>円滑な避難のために必要な安全確保対策</p> <p>具体的な要員の確保</p>	<p>通常使用している情報伝達網が地震・津波の影響により寸断される可能性があること。</p> <p>津波警報が発表されたとき又は津波警報が発表される前であっても大きな揺れを感じたときの的確な避難のためのものであること。</p> <p>安全確保対策の実施にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p>避難行動要支援者の避難支援、外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導についても配慮すること。</p> <p>避難誘導に従事する者の安全な避難の確保についても定めること。</p> <p>1に定める伝達方法及び伝達手段の実態並びに所要要員の不時</p>

<p>第2 個別の計画において定めるべき事項</p> <p>1 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する施設</p> <p>(1) 津波警報等の顧客等への伝達</p> <p>(2) 顧客等の退避及び避難のための措置</p>	<p>必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する場合において、当該組織の内容等</p> <p>その施設に出入りしている患者、観客、顧客、宿泊者その他不特定かつ多数の者（以下「顧客等」という。）に対し、津波警報等を伝達する方法</p> <p>施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、または弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、直ちに避難するよう顧客等に対し伝達する方法</p> <p>顧客等の退避誘導方法及び退避誘導実施責任者</p>	<p>の欠員に備えた代替要員。</p> <p>① 顧客等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な退避等の行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法の検討。</p> <p>② 顧客等が適切な退避行動をとり得るよう避難場所や避難経路、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するための十分な事前検討。</p>
--	--	--

<p>(3) 施設の安全性を踏まえた措置</p>		<p>中・高層の建築物に存するまたは入居している施設について、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、その地域に予想される津波の高さより高い床標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。</p>
<p>2 石油類、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、核燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設</p>	<p>必要な緊急点検、巡視の実施、充填作業、移し替え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要のある応急的保安措置の実施等に関する具体的な事項</p>	<p>応急的保安措置の実施等にあたっては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、或いは津波警報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、安全な場所に避難することを原則とし、その後、情報を把握し、津波到達まで時間的余裕がある場合に、避難に要する時間を十分確保した上で行うものであること。</p> <p>当該施設の内外の状況を十分に勘案し、技術的に妥当と考えられるものであること。</p>
<p>4 学校関係・社会福祉施設</p>	<p>具体的な、避難地、避難路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</p>	<p>災害時要援護者の避難誘導について配慮すること。</p>
<p>6 その他の施設又は事業関係 (4) 工場等で勤務人員が千人以上のもの</p>	<p>当該工場に勤務し又は出入する者（以下「従業員等」という。）に対する津波警報等の伝達方法及び従業員等の避難のための具体的措置。</p>	
<p>第3節 防災訓練に関する事項</p>	<p>各計画主体は、東南海・南海地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとし、その実施内容、方法等</p>	<p>他の計画主体等と共同して訓練を行うこと。 居住者等の協力及びその参加を得ること。 防災関係機関の実施する防災訓練に努めて参加すること。 国、指定公共機関、地方公共団体との連携を図ることに努めるこ</p>

第4節 地震防災上必要な教育及び  
広報に関する事項

各計画主体は、その従業員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その実施内容、方法等

顧客等に対する広報の実施方法及びその内容

と。

逐次その内容を高度かつ実践的なものとするよう努めること。  
この教育の内容には、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

この広報の内容には、顧客等が津波からの避難をはじめとしての確な判断に基づいた行動ができるよう、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 地震が発生した場合に、出火防止、顧客同士協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (4) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (5) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識